

# 大阪府後期高齢者医療広域連合聴聞等の手続に関する規則

〔平成 19 年 7 月 26 日〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 24 号

## 目次

### 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

### 第 2 章 行政手続法に基づく聴聞等の手続（第 3 条—第 14 条）

### 第 3 章 条例に基づく聴聞等の手続（第 15 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### （趣旨）

第 1 条 この規則は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）又は大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 19 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第 2 条 この規則の用語の意義は、法又は条例の定めるところによる。

#### 第 2 章 行政手続法に基づく聴聞等の手続

##### （聴聞の通知）

第 3 条 法第 15 条第 1 項の規定による通知は、聴聞の期日の 2 週間前までに聴聞通知書（様式第 1 号）により行わなければならない。

2 法第 15 条第 4 項の公示の方法による通知は、公示送達書（様式第 2 号）により行うものとし、同項の同条第 1 項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「交付書面」という。）は、聴聞通知書によるものとする。

##### （聴聞の期日の変更）

第 4 条 当事者は、広域連合長が法第 15 条第 1 項の規定による通知又は同条第 4 項の公示の方法による通知をした場合において、やむを得ない理由があるときは、広域連合長に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 広域連合長は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、聴聞の期日を変更することがある。

3 広域連合長は、前項の規定により聴聞の期日を変更する場合のほか、職権で、聴聞の期日を変更することがある。

4 広域連合長は、前 2 項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（その時までに法第 17 条第 1 項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

##### （関係人の参加の通知等）

第 5 条 法第 17 条第 1 項の規定により主宰者が関係人に対し聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該聴聞の期日の 1 週間前までに通知しなければならない。

- 2 法第17条第1項の規定による許可を受けようとする関係人は、聴聞の期日までに、関係人参加許可申請書（様式第3号）を主宰者に提出しなければならない。
- 3 主宰者は、法第17条第1項の規定により参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の申請等）

第6条 法第18条第1項の閲覧を求めようとする当事者等は、資料閲覧許可申請書（様式第4号）を広域連合長に提出しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、広域連合長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることをしないよう配慮をしなければならない。
- 3 法第18条第2項の閲覧を求めようとする当事者等は、口頭で行うことができる。
- 4 広域連合長は、前項の閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段の規定により拒む場合を除く。）は、その閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。
- 5 前項の場合においては、主宰者は、法第22条第1項の規定により新たな期日を定めるときは、当該閲覧の日以後の日を定めなければならない。

（主宰者の指名）

第7条 法第19条第1項の規定による指名は、聴聞の通知の時までに行わなければならない。

- 2 主宰者が法第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、広域連合長は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可等）

第8条 法第20条第3項の許可を受けようとする当事者又は参加人は、補佐人出頭許可申請書（様式第5号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、法第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述で、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないものについては、自ら陳述したものとみなす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者の陳述が既にした陳述と重複するとき、審理と関係のない事項にわたるときその他適当でないと認めるときは、これを制限することができる。

- 2 主宰者は、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第10条 広域連合長は、聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、その聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の場合において、広域連合長は、当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第11条 法第24条第1項の規定による調書の作成は、聴聞調書（様式第6号）により行わなければならない。

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 法第24条第3項の規定による報告書の作成は、報告書（様式第7号）により行わなければならない。

（聴聞調書及び報告等の閲覧の申請等）

第12条 法第24条第4項の閲覧を求めようとする当事者又は参加人は、聴聞調書（報告書）閲覧申請書（様式第8号）を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては広域連合長に提出しなければならない。

2 主宰者又は広域連合長は、法第24条第4項の閲覧を求められたときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、その閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（弁明の機会の付与の通知）

第13条 法第30条の規定による通知は、同条の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の2週間前までに弁明の機会の付与通知書（様式第9号）により行わなければならない。

2 法第31条において準用する法第15条第4項の公示の方法による通知は、公示送達書により行うものとし、同項の交付書面は、弁明の機会の付与通知書によるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第14条 第4条の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「法第15条第1項」とあるのは「法第30条」と、「同条第4項」とあるのは「法第31条において準用する法第15条第4項」と、「聴聞の期日」とあるのは「出頭すべき日時」と、「当事者及び参加人（その時までに法第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

### 第3章 条例に基づく聴聞等の手続

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第15条 条例第15条第4項（条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に定める方法とする。

（法に基づく聴聞等に関する手続の準用）

第16条 前章の規定は、条例第13条第1項の規定に基づいて行う聴聞又は弁明の機会の付与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |                           |                             |
|---------|---------------------------|-----------------------------|
| 第3条第1項  | 法第15条第1項                  | 条例第15条第1項                   |
| 第3条第2項  | 法第15条第4項                  | 条例第15条第4項                   |
| 第4条第1項  | 法第15条第1項                  | 条例第15条第1項                   |
| 第4条第4項  | 法第17条第1項                  | 条例第17条第1項                   |
| 第5条     | 法第17条第1項                  | 条例第17条第1項                   |
| 第6条第1項  | 法第18条第1項                  | 条例第18条第1項                   |
| 第6条第3項  | 法第18条第2項                  | 条例第18条第2項                   |
| 第6条第4項  | 法第18条第1項後段                | 条例第18条第1項後段                 |
| 第6条第5項  | 法第22条第1項                  | 条例第22条第1項                   |
| 第7条第1項  | 法第19条第1項                  | 条例第19条第1項                   |
| 第7条第2項  | 法第19条第2項各号                | 条例第19条第2項各号                 |
| 第8条第1項  | 法第20条第3項                  | 条例第20条第3項                   |
|         | 法第22条第2項                  | 条例第22条第2項                   |
|         | 法第25条後段                   | 条例第25条後段                    |
| 第8条第2項  | 法第20条第3項                  | 条例第20条第3項                   |
| 第10条第2項 | 法第17条第1項                  | 条例第17条第1項                   |
| 第11条第1項 | 法第24条第1項                  | 条例第24条第1項                   |
| 第11条第3項 | 法第24条第3項                  | 条例第24条第3項                   |
| 第12条    | 法第24条第4項                  | 条例第24条第4項                   |
| 第13条第1項 | 法第30条                     | 条例第28条第1項                   |
|         | 同条                        | 同項                          |
| 第13条第2項 | 法第31条において準用する<br>法第15条第4項 | 条例第29条において準用<br>する条例第15条第4項 |
| 第14条    | 第4条                       | 第16条第1項において準<br>用する第4条      |
|         | 法第15条第1項                  | 条例第15条第1項                   |
|         | 法第30条                     | 条例第28条第1項                   |
|         | 法第31条において準用する<br>法第15条第4項 | 条例第29条において準用<br>する条例第15条第4項 |
|         | 法第17条第1項                  | 条例第17条第1項                   |

2 前項において準用する第6条第1項及び第2項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                               |           |                             |
|-------------------------------|-----------|-----------------------------|
| 第15条第1項にお<br>いて準用する第6条<br>第1項 | 条例第18条第1項 | 条例第29条において準用<br>する条例第18条第1項 |
|                               | 当事者等      | 当事者                         |

|                                |               |       |
|--------------------------------|---------------|-------|
| 第 1 5 条第 1 項において準用する第 6 条第 2 項 | 当該当事者等        | 当該当事者 |
|                                | 聴聞の審理における当事者等 | 当事者   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 年 月 日 号

住所

氏名 様

〔法人その他の団体にあつては、事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

大阪府後期高齢者医療広域連合長

聴聞通知書

行政手続法第 1 3 条第 1 項

大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 3 条第 1 項 の規定により、次のと

おり聴聞を行いますので通知します。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 予定される不利益処分の内容<br>及び根拠となる法令の条項 |  |
| 不利益処分の原因となる事実                 |  |
| 聴聞の期日及び場所                     |  |
| 聴聞に関する事務を所掌する<br>組織の名称及び所在地   |  |

（教示）

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

（注）

- 1 代理人を選任するときは、聴聞の期日までに委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

第 号

公示送達書

|                                                            |  |
|------------------------------------------------------------|--|
| 送達を受けるべき者の住所及び氏名<br>〔法人その他の団体にあつては、事務<br>所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 |  |
| 聴聞の期日及び場所                                                  |  |
| 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地                                    |  |

上記の者に係る 行政手続法第 1 5 条第 1 項 各号  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 1 項  
に掲げる事項を記載した聴聞通知書を 課において保管し、送達を受けるべき者に  
いつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の聴聞通知書は、 年 月 日を経過したときは、 行政手続法第 1  
大阪府後期高齢  
5 条第 4 項  
者医療広域連合行政手続条例第 1 5 条第 4 項 の規定により、送達があつたものと  
みなされます。

第 号

公示送達書

|                                                            |  |
|------------------------------------------------------------|--|
| 送達を受けるべき者の住所及び氏名<br>〔法人その他の団体にあつては、事務<br>所の所在地、名称及び代表者の氏名〕 |  |
| 口頭による弁明の機会の付与の有無                                           |  |
| 弁明書の提出先又は出頭すべき場所                                           |  |
| 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時                                          |  |

上記の者に係る 行政手続法第 3 0 条 各号  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2 8 条第 1 項  
に掲げる事項を記載した弁明の機会の付与通知書を 課において保管し、送達を受  
けるべき者にいつでも交付します。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

(注) 上記の弁明の機会の付与通知書は、 年 月 日を経過したときは、  
行政手続法第 3 1 条において準用する同法第 1 5 条第 4 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2 9 条において準用する同条例第 1  
5 条第 4 項 の規定により、送達があったものとみなされます。

年 月 日

様

住所  
氏名  
〔 法人その他の団体にあつては、事務  
所 所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

関係人参加許可申請書

行政手続法第 1 7 条第 1 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 7 条第 1 項 の規定による許可を受  
けたいので、次のとおり申請します。

|                                             |  |
|---------------------------------------------|--|
| 被聴聞者の氏名<br>〔 法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名 〕 |  |
| 聴聞の期日                                       |  |
| 被聴聞者との関係                                    |  |
| 参加理由                                        |  |

（記入上の注意）

参加理由の欄には、当該聴聞に係る不利益処分についての利害関係及びそれを明  
らかにする事実を記入してください。

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 様  
住所  
氏名  
〔 法人その他の団体にあつては、事務  
所 所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

資料閲覧許可申請書

行政手続法第 1 8 条第 1 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 1 8 条第 1 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2 9 条において準用する同条例第 1 8

の規定により、次のとおり申請します。

条第 1 項

|                                                  |  |
|--------------------------------------------------|--|
| 被聴聞者又は弁明者の氏名<br>〔 法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名 〕 |  |
| 聴聞の期日又は弁明書の提出期<br>限若しくは出頭すべき日時                   |  |
| 資料名                                              |  |

年 月 日

様

住所  
氏名  
〔法人その他の団体にあつては、事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕  
電話番号

補佐人出頭許可申請書

行政手続法第 2 0 条第 3 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2 0 条第 3 項 の規定による許可を受  
けたいので、次のとおり申請します。

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 被聴聞者の氏名<br>〔法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名〕 |  |
| 聴聞の期日                                     |  |
| 補佐人の住所及び氏名                                |  |
| 被聴聞者（参加人）との関係                             |  |
| 補佐する事項                                    |  |

聴聞調書

被聴聞者に係る聴聞の審理の経過は、次のとおりである。

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 被聴聞者の氏名<br>〔法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名〕 |  |
| 被聴聞者の住所又は所在地                              |  |
| 聴聞の日時及び場所                                 |  |
| 出席者名                                      |  |
| 欠席者名                                      |  |
| 当事者の欠席理由                                  |  |
| 上記理由の正当性の有無                               |  |
| 陳述の要旨                                     |  |
|                                           |  |
| 証拠書類等の名称                                  |  |
| その他                                       |  |

年 月 日

主宰者の職及び氏名

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 様  
主宰者の職及び氏名

報告書

行政手続法第 2 4 条第 3 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2  
4 条第 3 項  
次のとおり聴聞を実施したので、  
の規定により報告します。

|                                           |  |
|-------------------------------------------|--|
| 被聴聞者の氏名<br>〔法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名〕 |  |
| 聴聞の期日                                     |  |
| 当事者等の主張                                   |  |
| 意見                                        |  |
| 理由                                        |  |

年 月 日

様

住所  
氏名  
〔 法人その他の団体にあつては、事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

聴聞調書（報告書）閲覧申請書

行政手続法第 2 4 条第 4 項  
大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 2 4 条第 4 項 の規定により、次の聴

聞に係る聴聞調書（報告書）の閲覧を申請します。

|                                             |  |
|---------------------------------------------|--|
| 被聴聞者の氏名<br>〔 法人その他の団体にあつて<br>は、名称及び代表者の氏名 〕 |  |
| 聴聞調書、報告書の別                                  |  |
| 聴聞の日時                                       |  |

（記入上の注意）  
聴聞の日時の欄は、聴聞調書の閲覧を申請する場合に記入してください。

第 年 月 日 号

住所  
氏名 様  
( 法人その他の団体にあつては、事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名 )

大阪府後期高齢者医療広域連合長

弁明の機会の付与通知書

行政手続法第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 |  |
| 不利益処分の原因となる事実             |  |
| 口頭による弁明の機会の付与の有無          |  |
| 弁明書の提出先又は出頭すべき場所          |  |
| 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時         |  |

(注)

- 1 代理人を選任するときは、委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。

第 年 月 日 号

住所  
氏名 様  
〔法人その他の団体にあつては、事務  
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

大阪府後期高齢者医療広域連合長

弁明の機会の付与通知書

大阪府後期高齢者医療広域連合行政手続条例第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり弁明の機会を付与するので通知します。

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 予定される不利益処分の内容<br>及び根拠となる法令の条項 |  |
| 不利益処分の原因となる事実                 |  |
| 口頭による弁明の機会の付与<br>の有無          |  |
| 弁明書の提出先又は出頭すべ<br>き場所          |  |
| 弁明書の提出期限又は出頭す<br>べき日時         |  |

（教示） 弁明書の提出期限又は出頭すべき日時までの間、当該不利益処分の原因となる  
事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

（注）

- 1 代理人を選任するときは、委任状等代理権を証する書面を提出してください。
- 2 出頭するときは、この通知書を持参してください。